

● パブリックコメントにおける御意見・御質問及びそれに対する考え方

御意見の概要	回答
<p>・改正案だけでなく、改正理由やその背景等についても掲載してほしい。</p>	<p>今般の改正は、家畜伝染病予防法（以下、「法」という。）に基づいて策定される特定家畜伝染病防疫指針（以下、「防疫指針」という。）について、過去の発生事例における課題等を踏まえて見直すものです。なお、改正背景等は当省のHPに掲載されております。第68回 家畜衛生部会：農林水産省</p>
<p>・所有者の一義的責任やそれに基づく対応を追加しているが、変更の理由が書かれていない（追加する理由が理解できない）。</p> <p>・殺処分の一義的責任が生産者にあることと、家畜防疫員の指示があるまで家畜を殺してはならないということは矛盾しているのではないか。</p>	<p>令和2年の法改正により、家畜の所有者等の責務が明確化された規定（法第2条の2）について、現場への周知を目的として追記しております。</p> <p>法第16条において、患畜等のと殺の義務が規定されておりますが、本条第2項において家畜防疫員の指示があるまでと殺することを禁止しているのは、疾病の特性から、その病源体の散逸を防止するための十分な措置を講じた上でと殺することが重要であるためです。</p>
<p>・市町村の関与をもっと強くすべきではないか。</p> <p>・国、都道府県、市町村の位置づけを明確にすべきではないか。防疫措置に関係する国の職員が守るべきルールも同指針に規定すべき。</p>	<p>法第2条の3に国及び地方公共団体（都道府県・市町村）の責務が規定されており、市町村は、国及び都道府県の施策に協力して、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に資する措置を講ずるよう努めなければならないとされています。</p> <p>防疫指針においては、法に基づくこれらの取組等を記載しております。</p>
<p>・高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針一部改正案第4の2（1）、11羽から8羽に変更した理由と8羽の根拠を教えてください。</p>	<p>簡易検査の対象羽数につきましては、現行指針においては、簡易検査で陽性となる死亡家きんが25%いることを前提に、95%以上の確率で検出できる数として、11羽としていたところです。</p> <p>これまでの検査実績等を踏まえ、この簡易検査で陽性となる死亡家きんが30%いることを前提に、95%以上の確率で検出できる数として8羽を検査するとしても、十分検出可能と考えられたことから、今般改正することとしたものです。</p>
<p>・「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正案」の改正案第2-1の2（3）、飼養衛生管理等システムについて、当該システムは開発段階と承知してるが、開発段階にあるシステムを活用してどのような効果が期待されるのか。効果があるのか現時点で不明なものを指針に記載するのは不適切ではないか。</p>	<p>飼養衛生管理等支援システムについては、一部運用を開始しており、今後実装される機能を含め活用されることを想定し、今般の指針改正において追記したところです。本システムにより事務作業を省力化して質の高い衛生指導等により時間を向けつつ、疾病予防に向けた情報の迅速かつ効果的な利活用ができるものと考えております。</p>

<p>・指針第2の2で都道府県は埋却地の事前確保の指導等を徹底するとあるが、都道府県は土地探しに協力するよう市町村に指導するのか。是非そうしてほしい。</p>	<p>埋却地の事前確保について、都道府県は、必要に応じて市町村に協力を求めることができます。</p>
<p>・手当金について、全頭殺処分で経済的苦境にある生産者に対し、できる限り速やかに手当金が支払われることが重要。</p>	<p>早期に手当金を交付できるよう、引き続き都道府県と協力して対応してまいります。</p>
<p>・家畜所有者が第一義的責任を有していることを説明することはよいが、生産者に過度な経済的・人的負担が生じないよう配慮・指導が必要。</p> <p>・家畜所有者での防疫措置について実質的に可能な農場はほぼない。家畜防疫員による遅滞ない防疫措置が必要。また、万が一家畜所有者が自ら防疫措置をとるケースがあった場合、周辺へのウイルス拡散等がないよう、適切な指導が必要。</p>	<p>と殺等の防疫措置に関して、家畜の所有者が第一義的責任を有しておりますが、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、法16条第3項の規定に基づき、家畜防疫員自らと殺等の防疫措置を実施することができます。</p> <p>家畜の所有者自らが防疫措置を実施することとなった場合、指針に準じてご対応いただくことになると考えております。</p> <p>引き続き都道府県と連携し、指針等に基づき、指導に取り組んでまいります。</p>
<p>・鳥インフルエンザのモニタリング検査をやめるべきではないか。</p>	<p>高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに係るモニタリング検査につきましては、家畜における本病ウイルスの浸潤状況を監視するために実施しているところです。高病原性鳥インフルエンザの症状を示しにくい水きん類を対象とした検査や、症状がでにくい低病原性鳥インフルエンザを対象とした検査は重要であることから、引き続き、モニタリングは実施することとしております。一方、都道府県の業務負担軽減等を考慮し、定点モニタリングにおいては実施時期及び検査方法、強化モニタリングにおいては検査対象、検査対象農場数及び検査方法の見直しを行うこととしております。</p>
<p>・ワクチン接種が進んでいるため、豚熱の全頭殺処分をやめるべきではないか。</p>	<p>豚熱ワクチンは、感染自体を完全に防げるものではなく、実際に発生農場においても、発生豚舎以外からもウイルスに感染した豚が確認されていることから、全頭殺処分は豚熱のまん延防止のために必要な措置であると考えております。</p> <p>なお、一つの農場を分割し、人、物等の動線を分け、それぞれの区域ごとに飼養衛生管理を行った場合、各区域を一つの農場として取り扱うことができるため、分割された農場の範囲で殺処分を実施することが可能となります。</p>
<p>・豚熱の検査体制や通報体制について、最近、外部の検査機関に検査を依頼し豚熱が陽性になった場合に家保に通報するという事例が続いているため、都道府県が外部の検査機関などの検査事例などを把握する必要があるのではないか。</p>	<p>豚熱の通報体制等については、飼養衛生管理基準に基づき、外部機関に検査を依頼する場合を含め、飼養している家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛</p>

	<p>生所に通報がするよう、引き続き周知してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針について、特定症状を明記すべきではないか。 	<p>高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、特定症状だけではなく、まとまって死亡している場合、チアノーゼ、産卵率の低下等の症状を呈している場合であっても、家畜保健衛生所に届け出る必要があることから、特定症状以外の症状も含めて、防疫指針に明記しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・汚染物品のうち、対象家畜の排せつ物等について、各家畜伝染病の発生以前に排泄されたものについては、何日前までに排泄されたものが汚染物品となるかなどの記載がないが、都度協議と考えてよいか。 	<p>発生農場等に由来する排せつ物等は日数に関わらず汚染物品に該当します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザ発生時の患畜又は疑似患畜の死体の処理に化製場処理を加える件について、国内ドライペットフードメーカーの多くはチキンミールを使用しており、本改正により、実際に使用していなくても、「ペットフードには鳥インフルエンザで死んだ鶏を使用している」という風評被害を招く可能性がある。 ・通常使用しているチキンミールは食肉加工工場から収集した原料を使用しているが、輸送トラックやピット、処理施設など広範囲に交差汚染リスクが生じ、ペットフードや飼料原料の安定供給に支障が生じたり、食肉加工場側では化製場に原料を持ち込めない、といった事態が発生する可能性も考えられる。この部分の改正は見送ってほしい。 	<p>患畜等の化製処理を行うに当たっては、家きんの所有者と焼却施設等の所有者又は管理者と合意を得ること、及び、当該施設における交差汚染防止対策の実施を前提としております。</p> <p>また、化製処理は約100℃以上の熱処理がなされていることから、家畜伝染病予防法施行令第6条第1項第3号に規定する消毒を十分に達成できる方法と考えられます。ご懸念の風評被害を防ぐためにも、必要に応じて当省から情報発信を行いたいと考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・化製処理による消毒が可能とされる鳥フル等家きん疾病について、消毒の対象とされない口蹄疫や豚熱等との比較の上、その科学的根拠を説明いただきたい。 ・防疫指針に規定されている「発酵による消毒」を含め、家伝法施行規則第30条において、消毒基準を定めるべきではないか。 ・第2-2の都道府県の取組における焼却施設等の利用について、改正案では、「あらかじめ、発生時の利用について、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整し、焼却施設等の所有者又は管理者と合意を得よう指導等を行う。」ことと規定されている。レンタル事業は弱い立場にあり、「合意」について都道府県が指導することは、行政の強い圧力、作為を感じるため、都道府県の「指導等」については撤回してほしい。 ・第2-2の都道府県の取組における「周辺住民」について、鳥フル患畜等が搬入される化製処理施設の近隣の畜産農家は多大な憂慮を抱えることとなるため、周辺畜産農家を加えるべき。 	<p>化製処理は約100℃以上の熱処理がなされていることから、家畜伝染病予防法施行令第6条第1項第3号に規定する消毒を十分に達成できる方法と考えられます。</p> <p>また、「発酵消毒」の基準につきましては、家畜伝染病予防法施行規則別表第3に既に定められております。</p> <p>御指摘の「指導等」は、レンタル事業者に対するものではございません。都道府県が家きんの所有者に対して、レンタル事業者に事前に使用の許可を得ておくことを指導するものです。</p> <p>御指摘を踏まえ、誤解を招かないよう記載を修正いたしました。</p> <p>御指摘を踏まえ、「周辺の住民、農場及び関連事業者」に修正いたします。</p>

・鳥フル患畜等を原料とした化製処理の産物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律における「病原微生物により汚染され、又はその疑いがある飼料又は飼料添加物」に該当しないと解してよろしいか。

・鳥フル患畜等が事業所内に搬入されることによって、別ラインで製造している製品、貯蔵している製品は汚染物品とはならないのか。

・BSEの発生に伴い、新たに大臣確認制度が導入され、牛由来の原料が混入しないよう製造工程の分離が措置され、さらに、特定危険部位及び死亡牛の化製処理については専用の死亡牛ラインが設置され、化製処理された産物は全て焼却している。こうしたリスク管理措置により、飼料の安全・安心を確保してきた。

BSEは経口感染によってのみ伝搬するが、インフルエンザは飛沫感染するとされており、鳥フル患畜等を化製処理する場合のリスク管理措置については、大臣確認制度以上の、リスク管理措置が必要ではないか。

リスク管理措置については、鳥フル防疫指針を補完するための消費・安全局長通知である留意事項で対応するとされているが、当該留意事項の具体的内容を示してほしい。

・家伝法第3条の2第3項によれば、「都道府県知事、家畜防疫員及び市長村長は、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、家伝法の規定によるまん延防止の措置等を講ずるものとする。」ことと規定しています。リスク管理措置の実施主体はレンダリング事業者であるにも拘わらず、これを防疫指針で規定することには無理があるのではないか。

御理解の通り、病原微生物により汚染され、又はその疑いがある飼料に該当しません。

患畜等の化製処理に当たっては、当該施設における交差汚染防止対策の実施を前提としているため、御指摘の別ラインで製造している製品、貯蔵している製品は汚染物品に該当いたしません。

BSEと鳥インフルエンザの病原体の性質は全く異なっており、前者の病原因子である「プリオン（感染性蛋白質）」は消毒薬への耐性が強く、不活化は容易ではないとされている一方、後者の病原因子である「鳥インフルエンザウイルス（RNAウイルス、エンベロープを有する）」は適切な消毒薬を以て消毒可能とされております。これら病原体の性質等に応じて、リスク管理措置が設定されるものと考えております。

なお農林水産省消費・安全局長通知（以下「留意事項」という。）については、防疫指針と併せて通知する予定です。鳥インフルエンザの患畜等の化製処理に当たっては、事前に化製処理施設における交差汚染防止対策、病原体拡散防止策等を含めた防疫計画を策定する必要があり、それらが遵守できない場合は、利用できません。

都道府県知事等が講ずることとされているまん延防止の措置等には、家畜の所有者と事業者等の合意の下講ずることとしているリスク管理措置も含まれているため、これを指針に規定することは適切であると考えております。

・安全な飼料を確保するため、飼安法等に基づき、様々なリスク管理措置を講じている中で、鳥フル等患畜が飼料生産現場に持ち込まれることのリスク管理措置を留意事項だけで確保しようとしていることに大きな憂慮を感じる。

小委員会での再度審議及び農業資材審議会（飼料分科会飼料安全部会）での審議を要望する。

・有効なリスク管理措置が確保されなければ、鳥フル患畜等を化製処理した製品のみならず、別ラインで製造された製品や貯蔵されている製品について、配合飼料メーカー、生産者及び消費者等が忌避すると考えている。有効な対応の一つとして、鳥フル患畜等の化製処理を実施する間は、別ラインでの製造を中止することが考えられるが、この場合、製造の中止に伴う補償等の対応についても検討する必要があるがいかがか。

・現行指針と同様に「化製処理は埋却地の確保が困難な場合、やむを得ず焼却又は化製処理を行う」に限定すべき。

・鶏用の移動式レンダ措置の開発や現有装置の改良、必要な装置数の確保により対応することが必要。

今般の改正前の指針においても、患畜及び疑似患畜の死体、汚染物品の化製処理に関する記載があり、既に化製処理自体は可能となっている処理方法ですので、改めての小委員会での審議は不要と考えています。

また、前述のとおり、化製処理に関するリスク管理措置については都道府県が実施すべきものであることから、主要な事項については防疫指針に規定し、詳細な事項については留意事項に規定することとしております。

鳥インフルエンザの患畜等の化製処理に当たっては、事前に化製処理施設における交差汚染防止対策、病原体拡散防止策等を含めた防疫計画を策定する必要がある、それらが遵守できない場合は、利用できません。

このことについては、農業資材審議会飼料分科会の委員にも報告し、飼料安全の観点から必要であれば、審議を求めることとしております。

患畜等の化製処理を行うに当たって、交差汚染防止対策が実施可能な施設での受入を前提としているため、当該施設の別ラインでの製造中止を求めるものではなく、製造中止に伴う補償等の対応は想定しておりません。

風評被害を防ぐため、必要に応じて丁寧に情報発信を行ってまいります。

家畜伝染病予防法施行規則別表第2の飼養衛生管理基準において、家きんの所有者は埋却地又は焼却施設（以下「埋却地等」という。）を確保することとされており、埋却地等の確保が困難な場合は、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行うことをもって、埋却地等の確保に代えることができるとされています。

このため、改正後の防疫指針においても、化製処理は埋却地の確保が困難な場合にやむを得ず行うものとなります。

今後検討してまいります。

<p>・防疫指針では、肉骨粉等を製造する化製処理場と焼却施設とが同一に扱われ、患畜等の死体の処理のみに傾注し、化製処理が飼料製造であることを忘失している。</p> <p>鳥フルのみならず、減容処理とされる豚熱及び口蹄疫等の家畜伝染病の患畜等の化製処理についても、適切なリスク管理措置が伴わなければ、畜産業界全体に多大な混乱と影響を及ぼす。</p>	<p>化製処理後産物が飼料や肥料の原料として利用されていることは承知しております。必要なリスク管理措置を講じつつ、今後とも、畜産を営む上で不可欠な化製処理業界と連携し、畜産振興を推進してまいります。</p>
<p>・鳥インフルエンザ疑似患畜となった鶏を化製処理により、熱処理したものを飼料用として使用することがある場合は、食品安全委員会にて評価を行い、化学的な安全性の根拠を示すべきではないか。</p> <p>・鳥インフルエンザ・豚熱に感染した農場の排せつ物の処理については、縦型コンポスト（畜ふんの発酵乾燥を行う装置）により同農場内で処理をして得られた粉末の蓄ふんをペレット状に加工し、ごみ処理場やセメント工場等で燃焼時の化石燃料一部代替（CO2削減）として使用することは出来ないか。</p> <p>また、多くの農場で縦型コンポストが導入されており、ペレット加工も実施していることで、輸送時の飛散は防げられると思われる。</p> <p>・汚染物品の処理について、「密閉容器等」は、最終的にどのように処理するのか。（場所・方法・ルート等）</p>	<p>今回の改正はリスク管理措置に関する改正であり、食品安全委員会による食品に関するリスク評価は不要と考えております。</p> <p>発生農場等に由来する排せつ物等の汚染物品は、まん延防止のため焼却、埋却又は消毒を行うこととしています。なお、ご指摘の縦型コンポストによる処理が家畜伝染病予防法施行規則別表第3に定める消毒の基準を満たすものであれば処理後の産物は、これまでも利用可能としております。</p> <p>「密閉容器等」も、適切な措置を講じた上で汚染物品と同様に処理します。</p>
<p>処分鶏ならびに汚染物品（以下処分鶏等）は、化製処理によりウイルスは不活化すると思われるが、化製処理に伴いウイルスの拡散や交差汚染が発生しないよう、以下の点に関して都道府県、事業者が有効なリスク低減措置を実施できるよう、具体的な方法の指導をいただきたい（マニュアルの提示）。</p> <p>1. 化製場内の動線確認</p> <p>（1）運搬車両ならびに処分鶏等の搬入経路と、他の化製処理前の原料や処理後の製品の置き場所および作業導線が重ならないか。</p> <p>（2）処分鶏等の搬入時や処理中は、他の化製処理後製品を物理的に隔離された置き場に保管し、出入りも制限できるか。</p> <p>2. 処分鶏等の輸送容器及び化製場処理能力に応じた措置</p> <p>（1）輸送時の容器は、ふけ・羽毛や体液などが漏出しない密閉容器とすること。シートで覆うなどの方法は不適とする。</p> <p>（2）密閉容器を運搬車両に積み込む前の外装消毒は、密閉容器底部を含め、外装全面を消毒すること。</p>	<p>化製処理施設における交差汚染防止対策については留意事項に規定しております。</p> <p>頂いた意見を参考に、より感染拡大リスクの低い方法を検討してまいります。</p>

(3) 密閉容器を、化製場で積み下ろす際にも上記

(2)と同様に消毒すること。

(4) 化製場の処理能力を考慮し、運搬されてから、例えば24時間以内に処理可能な量に抑え、化製場で処理待ちの処分鶏等が放置されないよう措置すること。さらに腐敗・劣化による漏出物やガス発生に備えウイルスの拡散防止措置を図ること。

3. 運搬車両・運搬者

(1) 処分鶏等の輸送にあたっては、下記段階ごとの消毒を徹底し、農場のウイルスを化製場内に持ち込まない措置をとること。

ア. 農場出発時の車両外装全面（底部・タイヤ回りを含む）の消毒

イ. 輸送途中の消毒ポイントでの車両外装全面の消毒、車両キャビン内の消毒、その後、運搬者は清浄な服・靴に着替え・履き替え、および、手指等の消毒

ウ. 化製場の入場時点の車両外装全面および車両キャビン内および運転者の消毒

(2) 化製場で密閉容器を積み下ろした後、直ちに運搬車両を消毒し、ウイルスの拡散防止措置をとること。

4. 処分鶏等処理中の通常業務への補償

処分鶏等の化製処理を進めている間は、他の製品の製造は控えるべきではないか。その際の補償を検討してはどうか。

5. 処分鶏等処理後の工程・施設中のウイルス生残確認試験法の設定

通常業務復帰にあたってウイルスが残っていないことを確認する方法（場所、確認方法、頻度、結果の判定者等）は予め定めておくこと。

6. 化製場の洗浄・消毒法の設定

化製場内・設備は通常稼動に伴い油分や有機物が常在することを想定して、場内・設備等の具体的な洗浄・消毒方法を定めておくこと。業務復帰の判定者が妥当な洗浄方法であると判断できるか。

7. 衛生動物・野鳥・衛生昆虫の対策法の設定

化製場内への鳥獣虫等の侵入によるウイルスの拡散を防ぐよう、衛生動物・野鳥・衛生昆虫の防除対策が取られているか。

8. 風評被害対策

化製処理にあたっては上記のような各段階での防疫措置を示すことで、養鶏生産者および関係業者、消費者、近

<p>隣住民から理解が得られやすいよう取り組むことではどうか。</p> <p>グループ会社からの意見</p> <p>1. 疑似患畜を原料として製造されたチキンミールを配合飼料で使用する場合、改めて原料成分値を確認し、配合飼料の成分調整が必要な可能性があるため、患畜を使用した場合には、配合飼料メーカーに開示してほしい。</p> <p>2. 疑似患畜の化製処理したものが、チキンミールの他、ポーク・チキンミールにも原料として使用される場合、比率が大きく変わることが考えられるか。 また、疑似患畜の化製処理は、ひとつの化製処理場に集中する可能性があるか。(チキンミールの方が、ポークミールよりも、ME・TDNが低いいため、成分の見直しが必要になるため)</p> <p>3. レンダリング処理について レンダリング処理を実施したミールのウイルスは不活化されており、通常原料と同じ扱いをしても問題ない認識。</p> <p>4. 懸念事項 ア. 発生農場から化製工場までの輸送 処分鶏を輸送する際、農場から化製工場までの間でウイルスが拡散する危険性が考えられる。(輸送方法の限定が必要ではないか：ウイング車に限定するなど密閉性が必要となる可能性がある) イ. 輸送車両の消毒 処理鶏を輸送した車両の消毒をどこまで徹底できるか(車両を介した伝播の危険性) ウ. 化製工場敷地内での汚染 化製工場敷地内でウイルスが飛散し、レンダリング後の原料が再度汚染されてしまう危険性はないか。(飼料工場まで汚染が広がってしまう危険性)</p>	<p>化製処理における鳥インフルエンザ等の患畜等の死体については、通常の死亡家きんと同等のものであると考えております。なお、化製処理後産物の使用については、事業者の判断に委ねられており、通常取引の際に、御確認いただくこととなります。</p> <p>化製処理における鳥インフルエンザ等の患畜等の死体については、通常の死亡家きんと同等のものであると考えております。なお、化製処理後産物の使用については、事業者の判断に委ねられており、通常取引の際に、御確認いただくこととなります。</p> <p>御理解の通り、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの患畜等を原料とした化製処理の産物は、病原微生物に汚染され、又はその疑いがあるものに該当しません。</p> <p>発生農場からの死体等の移動にあたっては、密閉車両又は密閉容器等を用い、消毒を実施した上で移動させることになっております、されに、消毒ポイントで消毒することも義務付けられており、安全には問題ないと考えております。また、これまで移動にあたり、漏出した事例は確認されておられません。</p>
<p>・化製処理場の管理スキームについて、海外の防疫措置と比較検討されるべきではないか。</p> <p>・化製処理に伴う加熱処理後のクーリングの工程、篩い分け、充填、計量等の工程等まで含めたすべての工程における記録管理や、化製処理を行う事業者の情報開示、</p>	<p>海外とは飼養規模、地理的条件等の実態と異なるため、一律に比較することは困難ですが、ご指摘の点を踏まえまして、今後、検討してまいります。</p> <p>御意見として承ります。</p>

処理工程の手順の明確化など、化製処理スキームは可能な限り「見える化」すべきではないか。

・利用可能な焼却施設又は化製処理施設のリストは公表すべきではないか。

・「床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる」程度の措置で本当に安全性は担保できるのか。

・殺処分された鶏を化製処理して製造されたチキンミールは、羽毛処理もされておらず、飼料原料としての成分は大幅に変わるのではないか。成分規格の範囲を大きく逸脱した場合、チキンミールのエネルギー値を使用することもできず、配合飼料の表示もできないのではないか。

しかも、消毒薬や様々な異物に加え、腐敗した屠体も混入する可能性があり、化製処理が行われた事業所に関する情報も開示されない状況では製造工程を確認することもできず、このような飼料原料の使用は困難といわざるをえないのではないか。

農場ごとに利用可能な化製処理施設がリストアップされるものと考えております。

発生農場からの死体等の移動にあたっては、密閉車両又は密閉容器等を用い、消毒を実施した上で移動させることになっております、されに、消毒ポイントで消毒することも義務付けられており、安全には問題ないと考えております。また、これまで移動にあたり、漏出した事例は確認されておられません。

化製処理における鳥インフルエンザ等の患畜等の死体については、通常の死亡家きんと同等のものであると考えております。なお、化製処理後産物の使用については、事業者の判断に委ねられており、通常取引の際に、御確認いただくこととなります。